

令和 8 年 7 月 23 日

大阪市長 様

一般社団法人 大阪市児童福祉施設連盟

副会長 眞邊 健一郎



令和 9 年度の業務改善要望について

この業務改善要望事項が大阪市の施策に反映されることを要望します。



令和9年度 業務改善要望

連盟からの要望事項

物価高騰への支援の拡充について

児童福祉施設の運営を取り巻く状況は、近年の物価上昇により一段と厳しさを増しております。食材費や光熱費、衛生用品など、日常的に必要な経費が高止まりしており、子どもたちの生活環境を安定的に維持するための基盤が圧迫されています。

こうした負担増は、施設内での節減努力だけでは吸収しきれず、継続的な運営体制の確保や職員配置にも影響が及ぶ可能性が高まっています。児童福祉施設が果たす役割を守るためには、行政による支援の強化が不可欠であると考えております。

つきましては、児童福祉施設の安定運営に向け、下記の支援策についてご検討を賜りますようお願い申し上げます。

1. 物価高騰に対応した補助金制度の創設または既存制度の拡充
2. 食材等の購入費に対する特別加算制度の導入
3. 光熱費等を支援対象に含める制度の拡大

未来を担う子どもたちが安心して成長できる環境を整備することは、地域社会全体で取り組むべき重要な責務であり、行政と施設が協働して進めるべき課題であります。現場の状況をご理解いただき、前向きなご検討をお願い申し上げます。

人材確保支援を含む、職員処遇改善について

児童福祉の現場では、専門性を備えた人材の確保が年々難しくなっており、職員不足が施設運営に深刻な影響を及ぼしています。特に、処遇面での不安定さが離職につながる事例も見られ、結果として児童への支援体制が十分に維持できなくなる懸念が高まっています。

安定した人材を確保し、職員が長く働き続けられる環境を整えることは、児童福祉の質を向上させるうえで欠かせない要素です。現場の負担を軽減し、専門職としてのキャリアを築ける環境を整備するためには、行政による継続的な支援が不可欠であると考えております。

つきましては、児童福祉施設の人材確保と職員定着を図るため、以下の施策についてご検討を賜りますようお願い申し上げます。

1. 児童福祉施設職員に対する賃金加算の拡充
2. 処遇改善に向けた継続的な財政支援制度の構築
3. 新規職員の確保に資する広報活動や研修支援の強化

4. メンタルヘルス支援や職場環境改善に関するプログラムの導入

子どもたちが安心して成長できる環境を守るためには、専門性を持つ職員が安定して働ける体制の確立が不可欠です。現場の課題をご理解いただき、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

乳児院・児童養護施設からの共通要望事項

人材確保が厳しい折、人材の定着が課題となっています。産休・育休を取得した職員が復職をめざす際、保育所申請をしますが、施設職員の「基準点数」が低く入園できない状況が生まれています。施設職員も保育園保育士と同等の「基準点数」にし、職員が定着できるようにされたい。

夜間業務等の業務負担軽減による保育士の離職防止を図り、定着支援金事業交付金が支給され、退職者なしの施設もあり評価できる内容。しかし、同じ乳児院の職員でありながら支給対象の職員と対象外職員がいることで不平不満や分断が起こる状態となり、退職者が出てしまうことになりかねない。保育士以外の職種に対しても定着支援金の支給をされたい。

乳児院からの要望事項

1. 乳幼児への職員配置基準の改善及び専門的なケアが必要な乳幼児の養育に

際し、専門職員の配置をされたい。

- (1) 子ども1人に対して、最低でも3人の職員配置をされたい。

不安定な環境の中で出産した乳幼児（未受診、自宅分娩など）は、その成長過程で心身に少なからぬ影響を及ぼすため、より一層の支援の充実のため職員配置基準の改善と及び夜勤体制の充実を継続的に図られたい。

- (2) 障害児への手厚い支援のための加算の充実と担当職員の配置をされたい。

障害のある子どもひとりに対し職員ひとりの配置とし、さらに理学療法士・言語療法士・作業療法士・心理職等の補助単価のアップをされたい。

- (3) 低出生体重児への支援を充実されたい。

「乳児院病虚弱等児童加算費」の適用拡大、また事故防止徹底のための機器（乳幼児体動モニターとPCの連動システム）は欠かせないものであり、最新機器への導入費用も含め、全額補助とされたい。

- (4) 乳幼児の予防接種は、インフルエンザ・新型コロナウイルス・RSウイルス等すべて対象とされたい。また、こどもに関わる職員に麻疹抗体が低い職員に対して、麻疹のワクチン接種費を保障されたい。

- (5) 医療機関への通院や里親家庭の訪問等に係る職員交通費の補助をされたい。
- (6) 入所児童の複雑化するケース対応に被虐待児処遇改善加算の充実を図られたい。

2. 緊急性を要する乳幼児の生命を守る支援の充実について

- (1) 安心して対応できるよう一時保護委託費を充実されたい。
 - ・大阪市内においても緊急一時保護の乳幼児も増加している。そのため空床の一時保護委託児への加算の充実と一時保護専用室を設ける「一時保護実施特別加算費」は、敷地内やいわゆる外だしであっても、最低でも職員配置基本部分（利用人数6人）2.5人と地域分散化加算3人までの配置とし、さらに、常時2人体制の夜勤が可能となるように職員の配置をされたい。
- (2) 一時保護委託児童をユニット加算の対象にされたい。
- (3) 一時保護委託前の検診を徹底されたい。
 - ・新型コロナウイルス感染症の完全な収束が見通せない中、今後ますます委託前検診は必須となります。これまで情報が不十分な中でも受け入れをしてきましたが、その子どもの命と在籍児童の命と安全を守る為にも徹底されたい。
- (4) 病虚弱児加算の適用を拡充されたい。
 - ・複数のアレルギーのある乳幼児に常時処置する必要がある場合がある。しかし、アナフィラシキーを起こさないよう職員が付ききりでみなければならない子どもなどに対しても加算（特例として）の対象とされたい。
 - ・理学療法士を加配していなくても、リハビリに通所し医師や理学療法士の指導の下、看護師・保育士が訓練をしている時間を点数に反映されたい。

3. 市町村との連携強化について

- (1) 「市町村担当専門相談員」（仮称）の配置をされたい。
- (2) レスパイト・ショートステイの利用について、述べ人数を暫定定員計算に導入し利用料金の補助をされたい。
- (3) ショートステイの利用される保護者において、対応困難なケースについては、区やセンターにおいてもケース把握に努めていただきたい。
- (4) ショートステイの問い合わせが増加しているが、施設は常に満床状況が続き、空き枠を利用しての受け入れは困難な状況となっている。子育て短期支援事業については、職員配置を含め実施可能な予算とされたい。

4. 新型コロナウイルス 5 類移行に伴う一時保護児の受入について

- (1) 感染児童において、高熱発生などの急性期においては医療機関での対応をお願いしたい。
また、一時保護受け入れ時に発症や症状が出た場合は受け入れ先の医療機関の確保をお願い

いしたい。

児童養護施設からの要望事項

1. 物価高騰対策支援の継続について

近年の物価高騰は、施設を運営する法人に深刻な影響を及ぼしております。施設運営の安定化を図るため、今後も大阪市による継続的な支援を賜りますようお願い申し上げます。また、物価高騰に伴う給付金等につきましては、被課税世帯への給付に加え、利用者負担を実質的に肩代わりしている施設運営法人への支援についてもご検討いただきたく存じます。施設が安定的かつ継続的に運営できるよう、実情に応じた柔軟な給付制度への見直しを要望いたします。

2. 社会的養育推進計画について

国の策定要領において、社会的養育推進計画の進捗管理が求められており、各施設では老朽化への対応と併せ、本体施設の高機能化・多機能化・小規模化に向けた建替え整備に取り組んでおります。平成29年度に示された「新しい社会的養育ビジョン」における家庭養育優先原則を踏まえ、施設整備を進めてまいりましたが、近年の物価高騰に伴う建築資材価格の上昇や作業員の働き方改革等工期延長による人件費の高騰等、建設にかかる費用（2～3年前と比べ2.0～2.5倍以上）は大きく増加しております。

2-1. 《施設整備と補助金について》

令和6年度の施設整備においては、本体施設の補助率が66%、法人負担が34%、地域小規模児童養護施設については補助率75%、法人負担25%と示されております。しかしながら、「次世代育成支援対策施設整備交付金」の算定基準に基づく、補助金活用率が50%にも満たないケースもあり、建替え計画そのものが困難となる状況が生じております。また、総工費に占める法人負担が大きく、子どもへの支援や職員処遇に充てるべき財源が圧迫されております。更に、制度運用上の縦割りや、エレベーター設置義務化等による負担増も課題となっております。つきましては、国への働きかけと併せ、大阪市における補助制度の在り方についてもご検討いただきまうようお願い申し上げます。

要望事項

- (1) 補助基準が適切に遵守されます様、設計費と既存施設の解体費用を含む建て替えにかかる全ての工事費等に対する補助制度及び算定基準の見直しと確実な交付をお願いいたします。
- (2) 福祉のまちづくり条例等によりエレベーター設置が義務化されておりますが、子どもが生活する施設（家庭に代わる家としての生活空間）における必要性を十分に踏まえ（エレ

ベーター設置による事故等のリスクもある)、家庭養育優先原則に基づいた柔軟で適切な判断をご検討ください。なお、設置費用に加え、維持管理に係るランニングコストも施設にとって大きな負担となっております。

- (3) 国基準による「4×4」の生活単位を前提とした定員設定では、一時保護所の満床状態の解消が困難であることが明確になっております。地方と都市部の状況の違いを踏まえ、地域の実態に即した推進計画となる様ご検討をお願いいたします。

2-2. 《小規模化推進、里親委託体制について》

里親委託の推進及び施設の小規模化が進められる中、里親不調ケースの増加や、支援困難児童への対応課題が施設現場では顕在化しております。加えて、小規模化の進展により、施設が担ってきた重篤ケースや高い専門性を要する児童の受入機能の弱体化も懸念されております。大阪市におかれましては、大都市としての実情を踏まえ、里親委託や小規模化施策の実態検証、評価を行うとともに、一定の余裕を持った受け皿機能を確保できる推進計画となるようご検討をお願いいたします。

要望事項

- (1) 小規模化推進に伴う本体施設機能の弱体化や、里親委託における不調ケース増加等の実態を踏まえ（ビジョン経過の振り返り、検証や評価が必要）、施設が担うべき専門的支援機能及び必要規模について再整理を行い、一定の余裕を持った受け皿機能を確保できる推進計画となるようご検討ください。
- (2) 本体施設及び地域小規模児童養護施設を分けた現行の事務費単価及び運用について、施設運営実態に即した見直しをご検討ください。特に、本体定員と地域小規模を合算した定員設定による事務費単価の適用や、人員配置・勤務体制について柔軟な運用を可能とする制度設計について、国への働きかけを含めご検討をお願いいたします。

3. 児童養護施設における ICT 化促進に関する要望について

近年、ICT 技術の進展により、業務効率化や情報管理の高度化が進められております。児童養護施設においても、ICT を活用することで職員の業務負担軽減を図り、より質の高い支援につながるものと考えております。しかしながら、福祉分野における ICT 導入は他分野と比較して遅れており、現場職員の知識・技能も十分とは言えない状況にあります。また、議事録作成等に生成 AI や音声認識 AI 等を活用する動きもありますが、クラウド型 AI サービスでは機微性の高い個人情報の管理に関する懸念があります。

つきましては、職員向け ICT 研修の実施及び受講費用への補助、業務効率化に資する機器購入への補助に加え、児童養護施設における ICT 及び AI 活用に関する安全基準や運用指針についても明確にお示しいただきますよう要望いたします。

4. 高校生の塾代増額について

現在、高校生に対する塾代補助は月額上限 20,000 円～25,000 円となっておりますが、実際の通塾費用は年間 50 万円～70 万円程度を要し、大手進学塾を利用する場合には年間 100 万円を超えるケースもございます。そのため、多くの施設では補助額を超える差額を施設側で負担しております。

近年、大阪市児童福祉施設連盟における高校進学率はほぼ 100%となっており、大学等進学率も 40%を超え、今後、更に増加が見込まれます。子どもたちの進学機会を保障する観点からも、大阪市単独事業として補助金増額をご検討いただきますようお願いいたします。

5. 保育所職員と同等の対応について

これまで、大阪市が保育所職員に対して実施されている住宅補助や新規採用・勤続継続支援等について、社会的養護施設職員にも同様の支援をご検討いただきたい旨、継続して要望してまいりました。そのような中、本年度より「負担軽減・定着支援事業」として、雇上げ費及び離職防止を目的とした給付を実施いただいたことに、心より感謝申し上げます。

しかしながら、保育所職員向け制度と比較すると、依然として十分な支援とは言い難い状況もございます。社会的養護施設職員へのさらなる支援をお願いいたします。

要望事項

- (1) 離職防止を目的とした 180,000 円の給付について、同じ保育士・指導員として採用されていても、調理員、基幹的職員、障害児等受入調査員雇用配置等の職員が対象外となっております。条件を緩和し、施設で勤務する全ての職員を対象としていただきますようお願いいたします。
- (2) 保育所職員に適用されている住宅家賃補助制度と同様の制度を、社会的養護施設職員にも導入いただけるようご検討ください。
- (3) 「ウェルカム採用補助金事業」をはじめとする保育所職員向け各種補助制度について、社会的養護施設職員への適用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

6. 地域基準の格差是正について

これまで要望してまいりました地域基準格差につきましては、大阪市のご尽力により一定の改善が図られたことに感謝申し上げます。しかしながら、市外施設においては、措置費保護単価の地域区分差による運営負担が依然として大きい状況です。また、大阪市内で開催される研修や会議等への参加に伴う交通費や人件費等の負担も、市内施設と比較して大きくなっております。更に、小規模化、高機能化・多機能化への対応や、老朽化に伴う修繕・建替え費用等により、今後、更に運営負担が増すことが懸念されます。

つきましては、大阪市内施設と同等の運営環境が確保されるよう、引き続き国への働きかけを

お願いいたします。また、大阪市単独事業として地域間格差を補填する補助制度についてもご検討いただきたく存じます。

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| (1) 大阪市 (2 級地) 16% | (令和 7 年度実績) |
| (2) 泉大津市 (6 級地) 助松寮 10% | |
| (3) 柏原市 (5 級地) 長谷川羽曳野学園 11% | |
| (4) 吹田市 (3 級地) 弘済みらい園・のぞみ園 14% | |

7. 障害児に関する加算について

発達障害をはじめ、何らかの障がいを抱える子どもたちが施設から自立するケースは増加傾向にあります。退所後の地域生活に向けて、「区分認定」「受給者証」「障害年金」「成年後見制度」等の申請手続きや、「放課後等デイサービス」「グループホーム」「相談支援員」等との調整業務が必要となっております。これらは主に保育士等が担っておりますが、日常業務に加えて大きな負担となっております。障害福祉サービスは制度が複雑であり、より専門的知識を有する職員による支援体制が必要であると考えます。

つきましては、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員と同様に、「障がい支援専門相談員(仮称)」等の専門職配置についてご検討いただきますようお願いいたします。

8. 専門研修受講支援費用及び資格取得者配置に対する補助について

令和 4 年の児童福祉法改正により、令和 6 年度より認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設されました。当連盟においても既に複数の職員が資格試験に合格しており、各施設では高機能化・多機能化への対応を見据え、専門的人材育成に取り組んでおります。また、アタッチメント支援やライフストーリーワーク等、専門的支援技術習得の必要性も高まっておりますが、資格取得や専門研修受講には相応の費用負担が生じております。

一方で、現行の職員資質向上に係る予算については、活用方法が必ずしも明確でなく、計画的な資格取得支援につながりにくい状況も見受けられます。大阪市の児童養護施設が高機能化を推進していくためには、専門的人材育成を支える支援制度が不可欠であると考えます。

要望事項

- (1) 大阪市における「こども家庭ソーシャルワーカー」の配置に関する見解及び、資格取得促進支援に係る今後の方向性についてお示ください。
- (2) 児童養護施設の高機能化・多機能化推進の観点から、「こども家庭ソーシャルワーカー」をはじめ、アタッチメント支援やライフストーリーワーク等に関する専門資格・専門研修受講費用への補助制度充実をご検討ください。
- (3) 職員資質向上に係る既存予算について、資格取得及び専門研修受講へ重点的・優先的に活用できるよう、制度整理及び運用の明確化を図ってください。
- (4) 高機能化に向け積極的に専門性向上へ取り組む施設及び職員を支援するため、有資格者配

置に伴う措置費加算等、新たな財政支援制度の創設をご検討ください。

母子生活支援施設からの要望事項

1. 児童養護施設等職員定着支援事業の改善に関する要望

児童養護施設等における職員定着支援事業において、現場の職員処遇に着目し、本事業を開始されたことに対し深く感謝いたします。しかしながら、現在の対象要件や職種の線引きは現場の実態と乖離しており、本来の目的である「職員の定着支援」を十分に果たせない状況に直面しております。

今回、少年指導員兼事務員については本事業の対象外とされました。しかし、現在の少年指導員兼事務員は、複雑な家庭環境や課題を抱えるこどもの自立をフルタイムで支える専門職であり、事務業務を担いつつも、母子支援員や保育士と同様の直接処遇を行っています。特に母子生活支援施設においては、夜間等に密室化する母子間の深刻な葛藤、DV被害による精神的パニックや虐待リスクへの危機的介入が突発的に発生しており、一瞬の油断も許されない高度な専門性と緊張感を伴う現場であるのが実態です。

本来の定着支援とは、職種や勤務時間による一律の排除ではなく、多様な働き方を認め尊重すること、そして実際にこどもや家庭と向き合う全職員の貢献度を正當に評価することであると考えます。現場を支える職員が排除される現行の基準は、現場の士気を著しく低下させ、公平性を欠くと言わざるを得ません。つきましては、以下の改善を強く要望いたします。

(1) 少年指導員及び日中の業務を重く担う基幹的・加算対象職員の速やかな対象追加

配置基準上の名称にとらわれず、こどもの自立を直接支える少年指導員や、現場の要となる基幹的職員、加算対象職員を支給対象に含めるよう措置を講じてください。あわせて、育児休業復帰に伴う短時間勤務者など、現場を維持する上で不可欠な職員が除外されないよう支給要件を緩和し、公平性を担保することを求めます。

(2) 法人への一括交付と配置・貢献度に応じた柔軟な配分裁量の容認

上記職種の直接追加が困難な場合は、予算を法人へ一括交付（総枠配分）する仕組みに改めるよう要望します。これにより、実際の貢献度や現場の配置状況、各施設が抱える独自の課題に応じて、職員へ柔軟に配分できる裁量を法人側に認めることを求めます。

2. 緊急母子一時保護事業の適正化に関する要望

DVや虐待、住居困窮などの危機にある母子を保護する「緊急母子一時保護事業」は、生命を守る緊急度の高い業務であり、行政と民間が密接に連携しつつも、本来は行政が主導的役割を果たすべき公的な危機管理業務です。現在、大阪市から委託を受けて実施しておりますが、高まるニーズに対して、現行の連携体制や業務委託料では安定的な事業維持が困難な状況に直面しておりま

す。

特に、入所直後は世帯の精神的動揺が極めて激しい時期であり、行政からの初期情報の共有が遅い場合には、施設側が情報のない中で対応せざるを得ません。また、母子にとって一時保護期間が長期化することによる弊害も深刻です。保護後の生活再建への見通しが立たないことによる母子の焦燥感や不安は、滞在期間の長期化によってさらに増大しています。

さらに、保護決定を行う区によって対応に差があり、入所後の関与が薄いケースが散見されます。この「初動の遅れ」と「入所後の孤立感」が原因で、避難してきた母子が不安に耐えかね、再び元の危険な環境やDV加害者の元へ帰ってしまうという深刻な事態も発生しています。

今後も緊急の保護を要する母子を確実に受け入れ、安全な支援を継続するため、市内全区において、統一された以下の改善措置を強く要望いたします。

(1) 緊急母子一時保護入所初期における全区統一された迅速な初動アセスメント

母子が安心して生活再建の方向性を見出せるよう、迅速な初動アセスメントを実施するとともに、面談、ケースワーク、施設との緊密な情報共有を図るよう、全区の担当者に周知徹底してください。

(2) 物価高騰及び多様化する支援ニーズに対応した緊急母子一時保護委託の適正化

昨今の物価高騰を反映し、日用品費、食費、衣類費、寝具賃貸料等を実態に即した水準へと引き上げてください。あわせて、緊急母子一時保護を必要とする母子への適切なケアを実施するため、業務委託内容の確認及び見直しを行う協議の場を設けるよう要望します。

障害児入所施設からの要望事項

1. 物価高騰に伴う負担軽減のための財政措置に取り組んでいただきたい

長期にわたる物価高騰により、光熱水費や食材料費等の負担は増える一方であり、利用者への負担転嫁もなかなか困難である。例えば、食事提供加算は一定単位である中、米や野菜等あらゆる食材費の高騰により施設負担は著しく増大している。また、災害・感染に対する備蓄等の物品も同様に高騰していることから、基本単価を物価スライドに合わせた上昇率に合わせることを、国や大阪府へ要望していただくとともに、補助金等の貴市独自の措置を検討していただきたい。

2. 福祉人材の確保と育成・定着について

福祉現場での人材不足は深刻化しており、通所、入所を問わず、利用者対応への加配人材を配置できなかったり、利用定員数の減員を余儀なくされたりとサービス提供の質の低下を招く事態となっている。障がいのある子（者）が安心してより質の高い福祉サービスを利用できるよう、人材確保及び育成・定着に向けた給付金の支給や定着支援事業や体制強化事業、家賃補助等の施策を実施していただきたい。

* 貴市こども青年局では「児童養護施設等における職員定着事業」を実施し、職員一人当たり 18

万円を支給されます。同じ子どもを対象とする職員として障害児施設への同事業の実施を要望します。

3. 地域の保育所・学校等における障がい児（医療的ケア児含む）の受入れについて

貴市では、「障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び・共に育ち・共に生きる」ことを基本とした教育・保育の推進に努めており、地域の小学校・中学校・義務教育学校で学ぶことを基本としています。」と就学相談のホームページ等で示されています。しかし、実際には加配職員や看護師の手配ができない等の理由で、入園、入学を断られたり、保護者の付添を求められたりと、保護者やご家庭への負担を強いられるケースが生じています。受け入れ体制の構築等、あらゆる障がいを理由とする入園、入学拒否や待機児童、保護者負担の速やかな解消を求めたい。

4. 障害児入所施設の職員配置の3対1について

2021年度より福祉型障害児入所施設の職員配置は4対1となったが、虐待によるケアニーズの高い児童の入所増加や自閉症等の発達障がい児への個別対応、各学校への送迎や協議など現行の職員配置では不十分である。また夜勤体制になり、日中の人員確保や個別による保護者対応も増加していることから、児童の安心と安全を確保する為に、職員配置を3対1とすることを国に強く要望して頂きたい。更に、職員配置が3対1に改善されるまでは、大阪市独自の加算等の制度創設を重ねてお願いしたい。

5. 被虐待児受入加算の期限の延長（1年間を3年間に）について

現在「被虐待児受入加算」が算定されており、加算費は対象児童1名につき1ヶ月「40,900円」支給されているが、期限が1年間のみと決められている。しかし、虐待児童の支援は1年間で終わることはなく、心理的な支援や「こころケア」の受診付き添い、保護者との対応など長期間の支援が必要であることから、1年間という期間を3年間に延長してほしいと国に要望していただくとともに、それまでの間については、大阪市独自で何らかの手立てを検討頂きたい。

6. 障がい児入所施設に入所する児童の携帯電話等の通信料について

携帯電話等はさまざまな情報にアクセスするための通信手段として、日常生活において有効なものとなっており、中学生以上の携帯所持率は90パーセントを超え、生徒間の連絡もモバイル端末でのコミュニケーションが一般的になっています。児童養護施設等に入所する児童と同じよう、措置費から通信料を支弁できるよう国に要望していただきたい。

7. 医療型障がい児入所施設における他院受診時の投薬制限見直しと措置費対

応について

医療型障がい児入所施設では、病院として療養病棟入院基本料を算定しており、病棟の入所児が他院を受診した場合、保険請求できるのは「受診日1日分の薬剤料と調剤料」のみとなり、2日目以降の薬剤料は保険請求できない為、入院医療機関と受診医療機関の間で合議精算（自費対応）となっています。

最近このような入所児が増えており、自費での対応を求められることが多くなっています。措置費で請求できる場合もありますが、案件が出るたびに貴市と協議し、措置費での請求可能かが決定されます。療養病棟でも専門外等の理由による他医療機関受診が必要なケースが多々ある為、投薬制限の撤廃が受診券で請求ができるよう、国へ要望していただくとともに、貴市独自の措置を検討していただきたい。

8. 補装具費用の基準額超過分を措置費で対応できる制度改善について

障がい児入所施設では、入所児の補装具を作成する際、措置児童は原則として補装具の購入・修理に要した費用の1割は自己負担となり、措置費での請求が可能となっています。しかし、基準額を超える費用は自己負担となっている為、措置費での請求ができるよう、国に要望していただきたい。

9. 障がい児入所施設の実態把握について

法改正や社会的要因があり、障がい児入所施設への入所理由や障がい程度が多様化している。これに伴い職員へ求められる専門性や手厚いケアニーズが高まっているものの、看護師や心理士等専門職の配置、福祉サービスや社会資源の利用においては、かなりの制限がある。

また、児童養護施設と比して、小規模ユニット化などの設備整備費は進んでいない。制度上の枠組みは「高齢者施設等」分類されることが多く、他の児童福祉施設と大きく異なっていることで差ができる実情は改善されるべきであることから、まずは福祉型障がい児入所施設の実態把握について国に要望して頂きたい。

10. 前年度までに要望した項目の経過及び進捗状況について

令和7年度以前の予算要望において、当協議会より貴市に対して要望した項目のうち、国や大阪府等に対して必要な対応・要望すると回答されていたが、その後の経過及び進捗状況等について教えていただきたい。

過去の要望事項（一部省略）

①大阪市内の保育所等で働く保育士を支援する各種事業の対象拡大について

障害児施設で勤務する保育士にも各種事業の対象とするよう要望する。また、数年にわたり同要望をお願いしており、国に対し要望するとの回答をいただいているが、貴市独自の積極的な施策もあわせて求めたい。（再掲）

②産休等代替職員補助金の対象施設拡大について（通所・入所共通）

利用者の適切な処遇確保を目的として、児童福祉施設等の職員が出産又は傷病の為、長期にわたって休暇を必要として休業する場合は、産休等代替職員を臨時的に任用する為の補助金が、保育施設や児童養護施設、児童心理治療施設等に存在する。同じ子どもを対象とした施設である為、障害児施設を対象とするよう要望する。

③リモート支援（オンライン保育）による算定の継続について

令和 6 年度障害福祉サービス報酬改定における家族支援の中でオンラインによる相談・援助も対象とされたが、代替支援は含まれず単位も低く設定されている。感染予防の他、入院、家庭環境や引きこもり等、様々な理由で支援に通えない児に対する児童発達支援の代替支援として算定可能なよう、国へ要望していただくとともに貴市独自の施策を講じていただきたい。

④措置停止による受診券の利用停止について

児童が施設から地域移行をする際、障害福祉サービスを利用してグループホームの体験利用をしているが、措置停止により受診券が利用できない。受診券は児童福祉法に基づき児童福祉施設等の入所児童に対して発行している医療費の公費負担制度であることから、措置停止中であっても利用できるよう国に要望していただきたい。また、措置児童が短期入所やグループホームの体験的利用ができるよう制度を創設するよう、引き続き国へ要望を行っていただきたい。

⑤児童発達支援センターの送迎加算について

重心児、医ケア児のみ算定可としているが、その他の利用児の送迎については児発センターの単位に含まれており算定できない。燃料費等の物価高騰、人手不足による人件費の増加、車両の維持費の高騰等、様々な観点から送迎加算を算定すべき。国の制度化に至るまでは市として独自の助成等を講じていただきたい。

⑥保育所等訪問支援について

利用児が不在の訪問も間接支援として算定すべきでは。不登校や長期入院等登校場面を想定して間接支援を行うケース等必要に応じて柔軟な運用ができるように講じていただきたい。保育所等訪問支援の対象施設を地域の事業所にも拡大してほしい。中核機能発揮への補填としてセンターの持ち出しだけでは成り立たないため、市独自で判断できるもの（訪問先：こどもが集団で過ごす場として市町村が認めるもの）として算定していただきたい。

児童心理治療施設からの要望事項

1. プレイセラピールームについて

児童心理治療施設においては、児童に対する心理治療が義務付けられており、児童に専任の心理療法士が配置されている。

心理療法については、遊戯療法やカウンセリングなどを実施しているが、概ね特定の日時に週 1 回 50 分間個室で行うことが必要となっている。

しかしながら、建物の関係で心理治療が実施できるプレイルームなどのスペースの確保が困難な状態となっており、十分な効果があがっているとは言えない現状にある。

効果的な治療を進めるためにも、プレイルームの整備や増築等の設備費用を求める。

2. 通所の職員配置基準について

通所事業については職員配置基準の見直しが行われ一定の改善が行われた。

厚労省は、児童心理治療施設の通所事業について、地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要と位置付けているが、職員配置基準の見直しは行われなかった。

通所機能の活用として、児童養護施設の入所児童の二重措置は認められたが、このことだけでは、地域のこども＝通所児童への治療・支援の充実強化が見込める状況にはない。

一方で通所が必要な児童が障害児デイケアと併用できないなど弊害が出てきている。

通所機能を最大限活用するためには、アウトリーチ型の支援が重要といえ、それに見合うための職員配置基準の改正が急務であり、そのための予算措置を求める。

3. クールダウン室の設置について

児童心理治療施設には、感情統制力の困難さを有する児童が多く入所している。感情統制力を失い、興奮している子どもは自力で落ち着くことは難しく、自傷他害へ至ることが多い。この場合、まずその子どもを“刺激から離す”方法が有効であり、児童自身の対処スキルを増やすことも期待でき、生活の安全性も高められ、より治療的な環境を整えられる。

このように刺激が少なく、自傷他害に及ばない環境ともなり得るクールダウン室の設置は必要不可欠で、他の地方自治体においても児童心理治療施設には必ず設置されている現状がある。

しかし、大阪市管轄内の指定管理で運営されている児童心理治療施設が委託時に、必要なクールダウン室が未整備で心配な状態が続いている。

大阪市の責任として、児童の安全確保に加え職員の安全のためにもクールダウン室の設置及び増設を求める。

4. 里親支援専門相談員の配置について

里親支援については里親支援センターが中心となって進められているが、児童心理治療施設では里親不適應により入所する児童が増加している。こうした児童への支援には、施設の専門性を生かした継続的な関わりが求められている。

一方で、児童心理治療施設の高機能化・多機能化が進められる中、里親支援において施設に求められる役割や支援内容は明確になっていない。こうした状況を踏まえ、大阪市として、里親支援センターとの役割分担を整理した上で、児童心理治療施設に求める里親支援の内容を明確に示されたい。

5. 職員の加配要望：直接支援職員増員の必要性について

近年、益々施設利用児童の支援内容は複雑で多様化している。全国的な調査でも児童心理治療施設の入所児童は、ほとんどの子どもが虐待を体験しており、自閉症スペクトラムと診断される子どもは約4割、多動性障害を疑われる子どもも多い。児童養護施設や里親、児童自立支援施設からの措置変更も増えており、感情のコントロールが著しく身に付いておらず、激しい暴言・暴力へと一気に行動化するケースが増えている。また日常生活指導上も身辺自立（排泄の支援が必要）が儘ならない子どもや障がいサービスの利用が望ましい子どももあり、精神科薬の服薬率も6割を超えている。

しかしながら、直接支援職員の配置基準が3:1となっているものの、地域小規模児童養護施設ではほぼ1:1にまで引き上げられたことを考慮すると、日常生活支援を正常に送ることのできる人員の配置とはいえない。児童心理治療施設では日常生活においても心理治療を実施しており、より専門性の高い心理治療を実践するためには直接支援職員の増員が必須といえる。措置費への上乗せは全国規模で要求しているが、大阪市の管轄という大都市型でハイリスクなケースを沢山扱う土地柄を充分ご理解頂き、先ず現在の配置基準を上乗せした直接支援職員の大幅な増員（大阪市独自で市単費の加配）を求めるものである。

6. 職員配置適正化への更なる理解に向けて

暴力行為に出た子どもの対応をするのは困難であり、急速に被害状況が拡大するときは課題を細かく分け、職員が対応する事になる。1人で対応するのは困難かつ危険であり、複数職員の対応が常に必要である。役割を分担し、職員がチームとして次々と連続し連繋して関わって行く必要がある。身体が大きく力の調整がきかない中高生の子どもが暴れ出すと、研修を受け訓練された職員でも1度に3人は傍らに付いて対応しなければ、子ども・職員双方ともに安全・安心が守れない現状を理解して頂きたい。場合によっては、この対応が一晩中続く事もある。更に一時保護所の活用がままならない大阪市の状況下では、長期に渡り緊急対応を施設が行う事になる。しかし現行の配置基準では緊急対応した後に、疲弊した職員を充分休養させることは難しい。継続して働いて貰わねば、通常勤務である日常生活上のローテーションを維持できない事が問題である。

緊急対応の長期化（暴力が治まった後も個別指導という個別プログラムの実施が存在する）と、日常生活業務のローテーションが重なると、職員の疲労は更に加速する。精神的に余裕が無くなり健康な状態が維持できず、バーンアウトし休職・退職せざるを得ない職員が発生することになる。また疲労が蓄積すると子どもや環境に対し不適切な対応をしてしまいかねない緊迫した状況も起こり得ることをご理解いただきたい。そのような危険な状況に職員を追い込まぬよう、職員の加配もしくは児相からの緊急時における応援職員（CVPPP 等の研修及び訓練を終えた方々が好ましい）派遣等の対策を考える必要がある。

7. 職員のメンタルヘルス対策について

入所児童の抱える課題が重篤かつ複雑化している状況を背景に、個別の生活支援や指導・訓練が必要な子どもが増え続け、職員の傷つきやストレスによる休退職は増えており、人材の確保・定着・育成は喫緊の課題となっているが、施設・法人単独での対応では追い付かない状況となっている。人材不足は子どもへの支援・治療低下へ直結する問題であり、これ以上バーンアウト職員を増やさないためにも育成支援やメンタルヘルス対策を大阪市として講じていただきたい。

8. 高校生の塾代・進学等の増額について

施設入所児童の高校・大学等への進学率が高まる中、高校生の進学支援に必要な教育費は増加している。特に大学進学を目指す高校生の塾費用は高校受験時より高額であり、現行の特別育成費では十分な対応が困難な状況にある。また、クラブ活動費、私学における諸費用等についても、在宅の高校生との格差が生じている。

さらに、近年は通信制サポート校や高卒認定試験を活用する生徒も増加しているが、これらに対する支援は十分とは言えない。

こうした状況を踏まえ、高校3年生の夏期・冬期講習費を含めた進学支援費の拡充を図るとともに、学校活動費等を含めた特別育成費全体の増額及び支援対象の見直しをお願いしたい。

9. 子ども居室の個室化実現に向けて

児童心理治療施設の入所児童は、周囲の少しの刺激（音や声掛けだけでなく、五感すべてに 対し生じる事がある）で過剰反応してしまいがちである事が多い。少しの口喧嘩でも、一旦落ち着いたようになっても、同室で居るとたちまち不穏になり、人間関係の不調と他児への飛び火、静いが拡大することも多い。複数の子どもたちで過ごす居室では、自分自身の居室が落ちつける場では無くなってしまっている現状がある。

また家庭で性的な暴露や刺激を受けてきたこどもの入所が増加し、子ども間の性問題、特に同性間の性問題が頻発する状況になっている。性問題を防止するためには居室の個室化が必須であると考えられる。

このように、こどもの最善の利益を確保するため、刺激を少なくし、1人で落ち着く環境を提供

できるよう、措置権者かつ建物の所有者として大阪市の責任において、現在3施設ある児童心理治療施設の全居室個室化の早期実現を求める。

同じ大阪市管の指定管理施設間で、一部屋あたりの人員差異（全個室～3人部屋まで）がそのままかなり長期間生じる事は大都市圏の施設として由々しき問題である。）

10. 看護師の複数配置と処遇改善について

児童の重症化や医療的ケアの必要性の高まりに伴い、児童心理治療施設における看護師の役割はますます重要となっている。しかし、看護師1名体制では通院付き添いや健康管理等への対応が十分に行えず、生活指導員や保育士が対応せざるを得ない状況が生じている。

また、医療機関等との給与格差により看護師の確保も困難となっている。こうした状況を踏まえ、児童の安全と適切な医療的支援を確保するため、措置費における看護師の複数配置を可能とするとともに、看護師確保に向けた賃金体系の見直し及び必要な予算措置を検討していただきたい。